

お 知 ら せ

北海道の施行にかかる美唄市の一部（茶志内2工区地区）の土地改良法に基づく国営換地処分について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、令和8年1月23日付をもって公告があるので、同法第116条の規定により下記不動産の登記申請並びに登記事項証明書、登記事項要約書の交付及び公図・地積測量図等の閲覧・写しの交付については、換地処分の登記が完了するまで事務を停止します。

令和8年1月26日
札幌法務局岩見沢支局
記

事務停止区域
美唄市の一部
(茶志内2工区地区)

事務停止予定期間
令和8年1月26日～令和8年3月中旬